

議事録（概要）

会議名	令和2年度 第2回芦屋町地域福祉計画推進委員会					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	令和2年10月5日（月） 14:00～15:30					
委員の出欠	委員長	村山 浩一郎	出	委員	野崎 昭吾	出
	副委員長	廣田 芳佳	出	委員	橋野 藤夫	出
	委員	安部 知彦	出	委員	石川 智雄	出
	委員	中西 伸吾	出	委員	篠原 美紀	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	日隈 真紀	出
	委員	萩原 洋子	出	委員	岩崎 眞樹	出
	委員	中西 智昭	出	委員	塩田 裕子	出
	委員	片山 和夫	出	委員	森 真奈美	出
件名・議事	<p>・ 議事</p> <p>1 令和2年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会（書面開催）結果について</p> <p>2 芦屋町成年後見制度利用促進計画（素案）について</p>					
合意事項 決定事項	<p>1 令和2年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会（書面開催）結果について</p> <p>・ 報告、了承された。</p> <p>2 芦屋町成年後見制度利用促進計画（素案）について</p> <p>・ 報告、了承された。</p>					

令和2年度第2回芦屋町地域福祉計画推進委員会 議事録

○日時

令和2年10月5日(月)14:00～15:30

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○協議事項

- 1 令和2年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会(書面開催)結果について
- 2 芦屋町成年後見制度利用促進計画(素案)について

議事1 令和2年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会(書面開催)結果について

- 事務局から【資料1】令和2年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会(書面開催)結果に基づき説明。

(委員)

・資料1の取組番号38について、「台風10号による避難者対応において課題が発見されました」とあるが、具体的にはどのような課題が発見されたのか。

(事務局)

・今回の台風は大型ということもあり避難に関する問い合わせが多く、在宅で介護度の重たい方から、病院等に避難できないかという問い合わせがあった。家族の同行の有無や介護サービスの利用状況などによって対応方法を検討しておく必要がある。また、今回は有料老人ホームの入所者の避難があった。入所者の状態によって一般の避難者と同様に受け入れるか、分けて受け入れるかといった対応が必要だが、まったく想定をしていなかった。今後は施設の受け入れ対応等を含め、事前に考えておく必要がある。

(委員)

・取組番号27について、「まちづくり計画策定は制度から削除」となっていたことに対する背景を質問したのだが、説明には「計画策定を拡大していきたい」とある。制度から削除した計画を拡大していきたいというのは矛盾しているように思うが、どういう意図なのか。

(事務局)

・今年度の行動計画の中で、まちづくり計画を策定できるという確証がないため削除をした。しかし、現在策定している計画を紹介することで、それに倣ってくれる自治区の掘り起こしを行うなど、計画策定を拡大していく取り組みは進めていく予定である。

議事2 芦屋町成年後見制度利用促進計画（素案）について

- 事務局から【資料2】芦屋町成年後見制度利用促進計画（素案）及び【資料3】成年後見制度利用促進基本計画のポイントに基づき説明。

（委員）

・意識はまだしっかりしているが、先行きの不安を感じている方や近くに身内がない等の理由により任意後見や成年後見制度を利用したいと考えている人はいると思う。そのような方に対して、制度利用につながる勉強会や学習会を積極的に行った方が良いのではないか。

（事務局）

・制度そのものを知っていただかなければ制度の利用につながらないと考えている。資料 2 の 31 ページに記載のとおり、支援が必要な人と接する機会が多い方を対象とした制度学習会を開催予定である。また、住民の方にも聞いていただける講演会を郡内3町共催で年1回開催を考えている。制度の利用に関する相談は中核機関である北九州成年後見センターみとで受け付けており、周知を行っていく予定としている。

・任意後見制度は事前の契約や任意後見人をあらかじめ決めておく必要があるため、財産が一定程度ある方が利用している現状となっており、個人での任意後見は難しいところもある。今後どのように利用促進をしていくか検討が必要と考えている。

（委員）

・今の社会情勢から見ても、こういった制度の利用は必要であると思うが、実際に後見人になった人は大変だと思う。相談はまず役場の窓口で行えばいいのか。

（事務局）

・役場や地域包括支援センターに相談に来ていただいて構わないし、委託先の北九州成年後見センターみとに直接相談していただいても問題ない。また、みとでは成年後見の支え手側の相談対応も行っている。

（委員）

- ・みとへの委託は郡内3町で共同とあるが、水巻町は含まれていないのか。
- ・水巻町はどのように計画を進めていくのか。

（事務局）

・郡内3町が一緒に委託しているのではなく、それぞれの町がみとに委託している。水巻町がどのように進めていくのか、正確な情報はまだ掴んでいない。

（委員）

・みとに委託をした理由は、どのような経過でみとに決まったのか。

（事務局）

・北九州市がみとに委託していることのほか、広報・相談・利用促進・後見人支援の機能を備えていることが理由。また、みとは法律の専門職や福祉の専門職などが集まって立ち上げた組織であり専門性が高く、場所も芦屋町に近いことから委託を決定した。

(委員)

- ・市町村申立ての対象事例とはどのようなものなのか。予算はどのようになっているのか。
- ・どの程度で町長申立てが可能なのか。

(事務局)

- ・20代の障がい者の方で、親が交通事故で亡くなり保険金が入ったことによる制度利用について、弁護士に入ってもらい対応した事例がある。権利擁護の入り口としては社会福祉協議会の事業や信託制度など様々な選択肢があり、成年後見制度だけではなく、どれを当てはめていくかというところで、社会福祉士を中心とした相談体制を作っている。町長申立てについては、要綱上の規定はあるが、一律の線引きをするのではなく、ケースごとに柔軟に対応していきたい。
- ・芦屋町長が申立てをする場合の予算は確保しているが、現在0件のため歳出はない。

(委員)

- ・成年後見だけでは解決できない場合はどうなるのか。また、費用負担を軽減するような考えはあるのか。
- ・後見人の選任は委託先のみとが行うのか。

(事務局)

- ・費用面から制度の利用に踏み切れないという方については、費用を町が援助する首長申立てでも可能。成年後見制度は権利擁護の制度のひとつであるため、利用に至らない人に対しても、町や地域包括支援センターでできる対応を行うよう考えている。また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業など、適切なサービスを利用してもらうことで、権利擁護を図ることができるのではないかと考えている。その方の生活状況などを見て、提案をしていきたいと思っている。
- ・後見人の選任は家庭裁判所で行うが、将来的にはみとでのマッチングも検討したいと考えている。

(委員)

- ・未成年後見については計画に含まれていないのか。その場合、未成年後見についてみとに相談した際は有料になるのか。

(事務局)

- ・今回の計画は国が示す成年後見制度利用促進基本計画の範囲でのものであるため、成年を対象としている。未成年後見の相談料についてはみとと協議していないため、この場で答えることができない。

(委員)

- ・資料2の4ページに相談先の一覧があるが、住所も必要ではないか。

(事務局)

- ・修正します。

その他

(事務局)

・次回会議は 11 月中を予定している。障害福祉計画推進委員会及び地域包括ケア推進委員会の意見をふまえ修正した計画素案を提示させていただき、委員の皆様による内容の検討をお願いしたいと考えている。

以上